

4 統合後の校名の選定について

パターン①

① 再編検討委員会による検討

◇各委員

校名の候補と理由を提案

(校名の候補は、委員個人の意見、各団体の意見集約、
どちらでも構いません。)



◇再編検討委員会

協議により校名を選定

村岡区小学校等再編にともなう放課後児童クラブの設置について（案）

村岡区の小学校・幼稚園の再編を迎えるにあたり、引き続き健全な保育と子育て支援の充実を図ることとし、次の３案を提案する。

なお、就学前施設の再編に伴い、５歳児は放課後児童クラブではなく、認定こども園を利用することとする。

【案１】当面は旧小学校区ごとに放課後児童クラブ（ふれあいむらおか、ふれあいうづか、ふれあいいそう）を設置する。

(1)原則として、通年利用希望者が５人に満たない放課後児童クラブについては、当該年度は開設しないこととする。

※通年利用とは、恒常的に平日（月～金）の利用があることを言う。毎週３回の利用等は通年利用には該当しない。

※利用希望者が５人に満たない場合は、必要に応じて、別途対応を検討する。

(2)再編先か住所地の旧小学校区に設置する放課後児童クラブのいずれかを利用できることとする。

(3)希望する放課後児童クラブが開設されなかった場合は、その他の開設する放課後児童クラブを利用できることとする。

(4)利用者は、年度を通して申請した放課後児童クラブを利用することとし、原則として、利用者の都合による利用施設の随時の変更は認めないこととする。

(5)送迎は原則として、保護者が行うこととする。

(6)支援員が配置できない場合は開設できないことがある。

【案２】当面は旧小学校区ごとに放課後児童クラブ（ふれあいむらおか、ふれあいうづか、ふれあいいそう）を設置する。ただし、長期休業期間については、再編先の放課後児童クラブのみを開設する。

(1)原則として、通年利用希望者が５人に満たない放課後児童クラブについては、当該年度は開設しないこととする。

※通年利用とは、恒常的に平日（月～金）の利用があることを言う。毎週３回の利用等は通年利用には該当しない。

※利用希望者が５人に満たない場合は、必要に応じて、別途対応を検討する。

- (2)再編先か住所地の旧小学校区に設置する放課後児童クラブのいずれかを利用できることとする。
- (3)希望する放課後児童クラブが開設されなかった場合は、その他の開設する放課後児童クラブを利用できることとする。
- (4)利用者は、年度を通して申請した放課後児童クラブを利用することとし、原則として、利用者の都合による利用施設の随時の変更は認めないこととする。
- (5)開所時間を次のとおり変更する。

	現 行	変更後
平日	学校終業時 ～ 18：00	学校終業時 ～ <u>18：00</u>
長期休業期間	7：30 ～ 18：00	<u>7：00</u> ～ <u>18：30</u>

※ただし、祝祭日、12/29～翌年1/3、8/13～8/15は、放課後児童クラブの閉所日である。

- (6)原則として、送迎は保護者が行う。
- (7)支援員が配置できない場合は開設できないことがある。

【案3】再編先の放課後児童クラブのみ設置する。

- (1)開所時間を次のとおり変更する。

	現 行	変更後
平日	学校終業時 ～ 18：00	学校終業時 ～ <u>18：30</u>
学校休業日（土曜日、長期休業期間、その他学校休業日）	7：30 ～ 18：00	<u>7：00</u> ～ <u>18：30</u>

※ただし、祝祭日、12/29～翌年1/3、8/13～8/15は、放課後児童クラブの閉所日である。

- (2)原則として、送迎は保護者が行う。